

返戻金制度

採用決定者が甲に入社後、自己都合または懲戒解雇により 3 ヶ月以内に退社した場合、乙は甲に次の通り紹介手数料を採用決定者の退職日より 2 5 日以内に返還するものとする。

- ・入社後 7 日以内に退社：紹介手数料の 1 0 0 %
- ・入社後 1 ヶ月以内に退社：紹介手数料の 5 0 %
- ・入社後 3 ヶ月以内の退社：紹介手数料の 2 5 %

但し、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退社の場合はこの限りではない。

また、期間の定めのある場合もこの限りではない。"